

# 2025 3月号 The Monthly Report

The public employment security office / Report & News / Hello work Aizuwakamatsu



厚生労働省 福島労働局  
Ministry of Health, Labour and Welfare



ハローワーク会津若松  
〒965-0877 会津若松市西栄町2-23  
TEL0242(26)3333

ハローワーク喜多方  
〒966-0853 喜多方市宇千刃8374  
TEL0241(22)4111

ハローワーク南会津  
〒967-0004 南会津町田島字行司12  
TEL0241(62)1101

●有効求人倍率(令和7年1月分) 会津地域:1.31倍 福島県:1.27倍 全国:1.26倍

●労働力調査(令和7年1月分) 完全失業率:2.5% 完全失業者数:163万人

\*有効求人倍率:一般職業紹介状況(厚生労働省)、完全失業率:季節調整値。完全失業率、完全失業者数:「労働力調査結果」(総務省統計局)

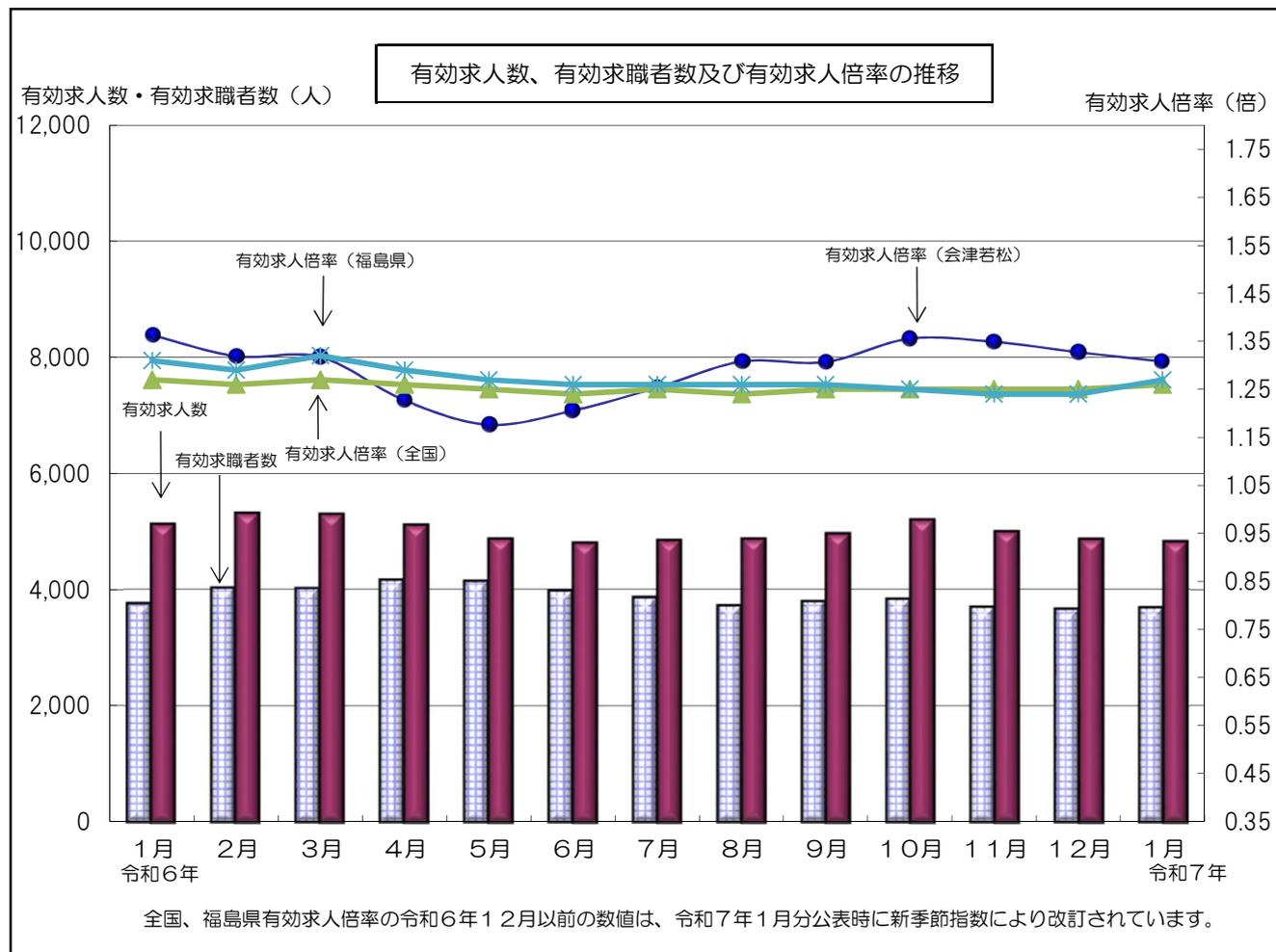
## 最近の雇用失業情勢(令和7年1月分)

●有効求人倍率は1.31倍(会津若松:1.39倍 喜多方:0.95倍 南会津:1.49倍)となり前年同月を0.05ポイント下回りました。

●正社員有効求人倍率は1.08倍で前年同月を0.06ポイント下回りました。

●求人数、求職者数をみると

- ・月間有効求人数は4,821人となり前年同月比298人減少(5.8%減)
- ・月間有効求職者数は3,686人となり前年同月比70人減少(1.9%減)
- ・新規求人数は1,677人となり前年同月比87人減少(4.9%減)
- ・新規求職者数は947人となり前年同月比144人減少(13.2%減)



ハローワーク会津若松では、精神障害者の雇用についての理解と障害者雇用の取り組みの参考としていただくことを目的として、1月28日(火)アピオスペースにおいて「精神障害者雇用促進セミナー」を開催しました。

セミナーでは、ハローワーク会津若松担当者からの障害者雇用に関する説明に続き、福島障害者職業センターの中野主任障害者職業カウンセラーから発達障害者中心に“精神障害者”の雇用管理についての説明、そして企業として長年にわたり障害者雇用に尽力され、令和3年度には障害者雇用優良事業所厚生労働大臣表彰を受賞された(株)リオン・ドールコーポレーション人材教育部マネジャーの佐藤祐美様から「障害者雇用の実例について」と題し、実務に即した有意義な講演をいただき、最後に会津障害者就業・生活支援センター「ふろんていあ」様から、地域における障害者に対する総合的な支援について説明をいただきました。

当日は企業の人事担当者など26人が参加し、熱心にメモを取りながら聞く様子も見られました。



一般職業紹介状況 (新規学卒者を除きパートタイムを含む)

お問合せ先：ハローワーク会津若松求人企画部門  
電話0242(26)3333 (31#)

項目	令和7年1月			令和6年1月				
	男	女	常用	男	女	常用		
1 新規求人数	1,677	-	-	1,507	2,215	-	-	2,010
2 月間有効求人数	4,821	-	-	4,245	5,775	-	-	5,097
3 新規求職申込件数	947	510	435	815	1,061	592	467	914
うち45歳以上	602	358	242	483	642	399	241	512
4 月間有効求職者数	3,686	1,901	1,780	3,402	3,673	1,902	1,766	3,341
うち45歳以上	2,217	1,236	978	1,975	2,141	1,230	908	1,857
5 紹介件数	744	366	378	648	748	385	363	648
うち45歳以上	387	212	175	323	366	211	155	304
6 就職件数	225	101	123	187	228	104	124	178
うち45歳以上	120	59	61	92	116	60	56	85
7 充足数	208	-	-	173	212	-	-	170
8 新規求人倍率	1.77	-	-	1.85	2.09	-	-	2.20
9 有効求人倍率	1.31	-	-	1.25	1.57	-	-	1.53
10 就職率 (%)	23.8	19.8	28.3	22.9	21.5	17.6	26.6	19.5
うち45歳以上	19.9	16.5	25.2	19.0	18.1	15.0	23.2	16.6
11 充足率 (%)	12.4	-	-	11.5	9.6	-	-	8.5

※学卒を除きパートを含む。就職率は新規求職者ベース。充足率は新規求人ベース。男女別の記載をしない求職登録が可能なため、男女計が一致しない場合があります。

2025年4月から

# 「出生後休業支援給付金」を創設します

共働き・子育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上の子育て休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

## 1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上の子育て休業を取得したこと、または、子の誕生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（裏面の3参照）に該当していること。

### ※ 対象期間：

- ・被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
- ・被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

➤ 2025年4月1日より前から引き続き育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

## 2 支給額

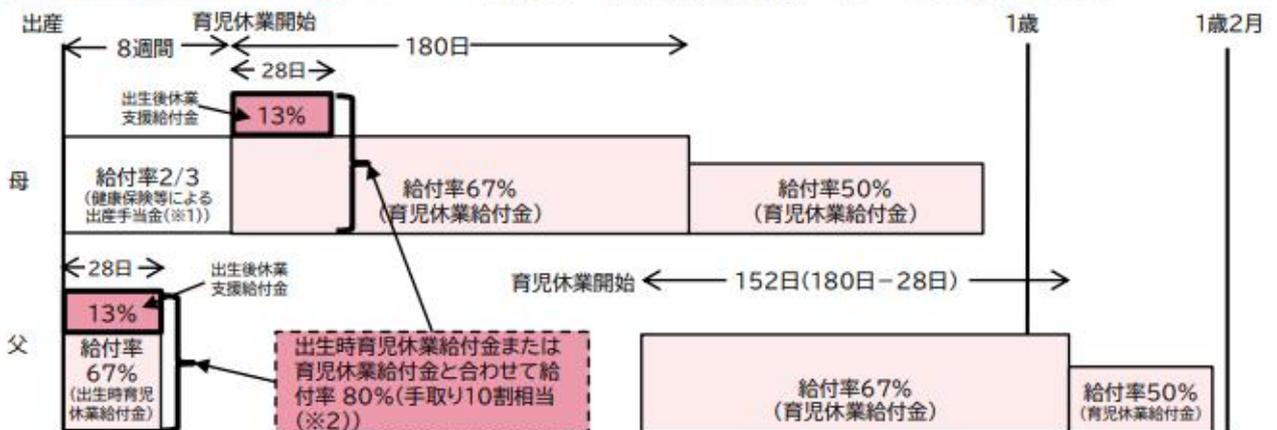
支給額 = 休業開始時賃金日額※1 × 休業期間の日数(28日が上限)※2 × 13%

※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。

※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

### 支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



※1 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。

※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（2025年4月1日時点：15,690円（毎年8月1日に改定））があることにご留意ください。

※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL070106保03

令和7年度(令和8年3月卒予定)の**新規大卒等求人**の受付は令和7年2月1日から開始していますが、ハローワークにおける**求人票の公開**は令和7年4月1日から(インターネット公開も同様)、**大学等卒業予定者への職業紹介**は令和7年6月1日からとなります。

大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期	
広報活動	卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動	卒業・修了年度の6月1日以降

ハローワークにおける求人の取扱い	
求人の受理	2月1日以降
求人の公開	4月1日以降
大学等卒業予定者に対する職業紹介	6月1日以降

採用内定	10月1日以降
------	---------

求人公開の時期を早めることで、学生の皆様は十分な業界研究を行うことが可能となるほか、企業の皆様も学生への広報活動を有効に行うことが可能となりますので、ぜひご活用ください。  
なお、求人公開後であっても**5月31日以前に採用選考活動を行うことのないようご注意ください。**

雇用保険業務取扱状況

項 目		令和7年1月	令和6年1月	前年同月比(%)	
適用関係	新規適用事業所数	6	9	▲ 33.33	
	廃止事業所数	7	8	▲ 12.50	
	月末現在事業所数	4,984	5,041	▲ 1.13	
	資格取得者数	546	571	▲ 4.38	
	資格喪失者数	876	1,068	▲ 17.98	
	月末現在被保険者数	68,057	69,110	▲ 1.52	
給付関係	一般(基本手当)	受給資格決定件数	196	251	▲ 21.91
		受給者実人員	781	818	▲ 4.52
	高齢給付	受給者数	81	75	8.00
	短期特例	受給者数	131	140	▲ 6.43
	再就職手当	支給人員	38	47	▲ 19.15
	就業促進定着手当	支給人員	26	20	30.00
雇用継続給付	高年齢	受給要件確認件数	27	27	0.00
		受給者実人員	861	920	▲ 6.41
	育児休業	受給要件確認件数	56	69	▲ 18.84
		受給者実人員	514	516	▲ 0.39
介護休業	受給者数	6	5	20.00	
教育訓練給付	一般教育訓練	受給者数	11	7	57.14
	専門実践教育訓練	受給者実人員	2	2	0.00